

第1編 盛土規制法の解説

第1編 盛土規制法の解説

1.1.	目的(法第1条)	1-1
1.2.	用語の定義(法第2条)	1-2
1.3.	宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域について	1-7
1.3.1.	宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域	1-7
1.3.2.	宅地造成等工事規制区域の指定(法第10条)	1-8
1.3.3.	特定盛土等規制区域の指定(法第26条)	1-9
1.4.	住民への周知(法第11条)	1-11
1.4.1.	周知を行う範囲および具体的内容	1-12
1.5.	盛土等に関する工事の許可等(法第12条、第16条、第30条、第35条)	1-14
1.5.1.	許可を要する工事(令第3条、第4条、第28条)	1-16
1.5.2.	許可を要しない工事(法第2条、令第2条、第5条、第27条、第29条、省令第8条)	1-19
1.5.3.	許可の特例(法第15条、第34条)	1-23
1.6.	中間検査(法第18条、第37条)	1-24
1.6.1.	中間検査の対象となる工事(令第23条、第32条)	1-25
1.6.2.	中間検査の項目	1-26
1.7.	定期の報告(法第19条、第38条)	1-27
1.7.1.	定期の報告の対象となる工事(令第23条、第25条)	1-27
1.7.2.	定期の報告事項	1-28
1.8.	完了検査等(法第17条、第36条)	1-29
1.8.1.	完了検査等の対象となる工事(令第3条、4条、28条)	1-30
1.8.2.	完了検査等の検査項目	1-31
1.9.	盛土等に関する工事の届出(法第21条、第27条、第28条、第40条)	1-33
1.9.1.	工事等の届出の対象となる工事(令第3条、第4条、第23条、第25条)	1-35
1.10.	監督処分・改善命令(法第20条、第23条、第39条、第42条)	1-37
1.10.1.	行政対応と対象者	1-41
1.11.	報告の徴取(法第25条、第44条)	1-44
1.12.	罰則(法第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第61条)	1-45
1.12.1.	違反行為および罰則規定(法第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第61条)	1-46

1.1. 目的(法第1条)

(目的)

第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

【解説】

本法は、不法・危険な盛土等に伴う災害から国民の生命および財産を守ることによって公共の福祉に寄与することを目的としており、宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に伴う崖崩れや土砂の流出による災害を防止するために必要な規制を定めています。旧法でも同様の目的としていましたが、改正法では宅地に限らず農地、森林等の土地の用途や盛土等の目的に関わらず、全国一律の基準で包括的に規制することになりました。

1.2. 用語の定義(法第2条)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林(以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。)並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地(以下「公共施設用地」という。)以外の土地をいう。
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
- 三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。
- 四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの(一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。)をいう。
- 五 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。
- 六 設計 その者の責任において、設計図書(宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書をいう。第五十五条第二項において同じ。)を作成することをいう。
- 七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 九 造成宅地 宅地造成又は特定盛土等(宅地において行うものに限る。)に関する工事が施行された宅地をいう。

【解説】

本運用基準における用語の定義は『表 1-1 用語の定義』のとおりです。

なお、本書の説明上の法令等は、以下のとおり表記しています。

宅地造成及び特定盛土等規制法：法または盛土規制法

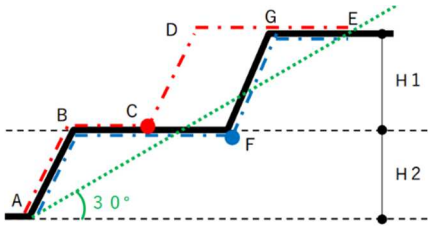
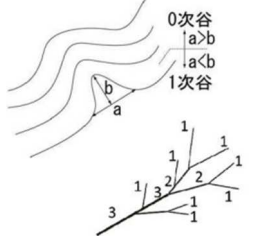
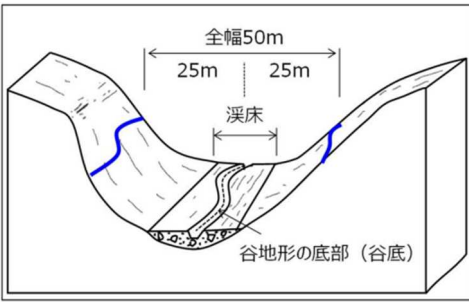
宅地造成及び特定盛土等規制法施行令：政令

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則：省令

大分市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則：細則

表 1-1 用語の定義

用語	定義
宅地 (法第2条第1号)	農地、採草放牧地及び森林(以下この条、第21条第4項及び第40条第4項において「農地等」という。)並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地(以下「公共施設用地」という。)以外の土地をいう。
宅地造成 (法第2条第2号)	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更として政令で定めるものをいう。
特定盛土等 (法第2条第3号)	宅地または農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地または農地等に隣接し、または近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。
土石の堆積 (法第2条第4号)	宅地または農地等において行う土石の堆積として政令で定めるもの(一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。)をいう。
災害 (法第2条第5号)	崖崩れまたは土砂の流出による災害をいう。
設計 (法第2条第6号)	その者の責任において、設計図書(宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書をいう。第55条第2項において同じ。)を作成することをいう。
工事主 (法第2条第7号)	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
工事施行者 (法第2条第8号)	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人または請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
所有者等	土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全て。
占有者	請負契約において、仕事を完成する義務を負う人(法律用語辞典)
現場管理者	工事主のもと現場を管理する者
工事従事者	現場管理者のもと工事に従事する者
工事主等	工事主、工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)または現場管理者
管理者	土地を管理する者を広く意味し、所有者、占有者と重なることもある
土地所有者	土地の所有者、管理者または占有者
原因行為者	土地所有者等以外の者で、宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって災害の発生のおそれが生じたことが明らかである行為をした者(過去の土地所有者も含む。その行為が隣地における土地の形質変更または土石の堆積であるときには、その土地の所有者を含む。)(法第23条第2項[法第42条第2項]に該当しうる者)
行為者	監督処分の手方方のうち土地所有者等以外の者
違反者	命令違反行為等の違反行為を行った者
造成宅地 (法第2条第9号)	宅地造成または特定盛土等(宅地において行うものに限る。)に関する工事が施行された宅地をいう。

崖 (令第1条第1項)	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。	
崖の勾配 (令第1条第2項)	崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。	※林野研修資料 上層崖の下端(C/F)がAから30°をなす線の上下のいずれに存するかによって上下の崖が一体または別個であるかを判定する。 ABCDEの場合(上層崖下端Cが30°線より上)、一体の崖とみなし、崖の高さはH1+H2。 ABFGEの場合(上層崖下端Fが30°線より下)、2つの崖とみなし、崖の高さは各H1、H2。
一体の崖 (令第1条第3項)	小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。	
擁壁の高さ (令第1条第4項)	擁壁の前面の上端と下端(擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。)を含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。	
渓流等 (令第7条第2項第2号)	山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成または特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれ特に大きいもの。 具体的には、溪床勾配10度以上の勾配を呈し、 <u>0次谷</u> ※1を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とする。 ※渓流等の概ねの範囲を示した参考図を大分市のホームページで公表しています。	※1 0次谷： 常時流水のないものを含めた谷型の地形のうち、地形図の等高線の凹み具合から、等高線群の間口よりも奥行が小さくなる地形をいう。 谷地形の源頭部や谷壁斜面等の凹地部分が該当する。  
平地盛土	地盤勾配1/10(5.7°)未満になされた盛土	※盛土等防災マニュアル解説

谷埋め盛土	<谷埋め盛土全般> 溪床勾配2°以上を示す谷地形(0次谷を含む)になされた盛土 <溪流等における盛土> 溪床勾配10°以上を示す谷地形(0次谷を含む)になされた盛土
腹付け盛土	- 谷地形以外の斜面になされた盛土 - 溪流内の谷壁斜面等の谷地形以外の斜面になされた盛土
切土	高いところの土砂を削り取り、平らな地盤面やのり面を形成すること
土石	土砂もしくは岩石またはこれらの混合物を指すもの
土砂	次のいずれかに該当するもの。 - 地盤を構成する材料のうち、粒径75mm未満の礫、砂、シルト及び粘土(以下「土」という。) - 地盤を構成する材料のうち、粒径75mm以上のもの(以下「石」という。)を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの - 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの - 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料または無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの - 建設廃棄物等の建設副産物(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの)を土と同等の性状にしたもの
岩石	石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたもの
軽微な変更	- 工事主、設計者または工事施行者の氏名若しくは名称または住所の変更 - 工事の着手予定年月日または工事の完了予定年月日の変更 ※土石の堆積においては、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間(着手予定年月日から完了予定年月日までの期間)を超えないものに限る。
特定工程	盛土をする前の地盤面または切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程
都道府県等	盛土規制法の権限を有する都道府県、指定都市、中核市
都道府県知事等	盛土規制法の権限を有する都道府県、指定都市、中核市の長
関係部局	盛土等の規制をする土地利用規制担当部局(農地法、森林法、砂防法や盛土等条例等)、道路や河川等の公共施設管理担当部局、廃棄物規制等の環境担当部局、建設業に関する資源有効利用促進法等担当部局、貨物自動車運送事業等担当部局、太陽光発電担当部局等、盛土規制法の執行権限を有していない基礎自治体、警察等
行政指導	指導、助言、勧告
行政処分	監督処分、改善命令
行政処分等	監督処分、改善命令、勧告
災害防止措置	盛土等に伴う災害を防止するための措置

行政代執行	命令を受けた義務者が命令を受け行為を履行しない場合、行政庁が自ら義務者のなすべき行為をなし、または第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収すること
緩和代執行	盛土規制法に規定する行政代執行の特例の一種。災害防止措置を講ずべきことを命令された者が、期限までに命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、または講ずる見込みがないときに、都道府県知事等が自ら災害防止措置の全部または一部を講ずること(法第 20 条第 5 項第 1 号〔法第 39 条第 5 項第 1 号〕)。
略式代執行	盛土規制法に規定する行政代執行の特例の一種。災害防止措置を講ずべきことを命令しようとする場合において、過失なく命令すべき者を確知することができないときに、都道府県知事等が自ら災害防止措置の全部または一部を講ずること(法第 20 条第 5 項第 2 号〔法第 39 条第 5 項第 2 号〕)。
特別緊急代執行	盛土規制法に規定する行政代執行の特例の一種。緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、災害防止措置を講ずべきことを命令するいとまがないときに、都道府県知事等が自ら災害防止措置の全部または一部を講ずること(法第 20 条第 5 項第 3 号〔法第 39 条第 5 項第 3 号〕)。 ※行政代執行法第 3 条 3 項では、非常の場合または危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、同条第 1 項に規定する戒告や同条第 2 項に規定する代執行令書に関する手続をとる暇がないときは、それらの手続を経ないで代執行をすることができるとされており、一般的にこれを緊急代執行と称することが多いことから、本手引きでは、これと差別化を図るため「特別緊急代執行」と称している。
人的被害	盛土等に伴う災害による生命及び人体への被害
保全対象	人が居住し、または活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設等の存する土地、人が日常的に往来する蓋然性の高い道路等の公共施設、及びその他盛土等に伴う災害から人命を守るため保全する必要のあるもの

1.3. 宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域について

1.3.1. 宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域

各規制区域の範囲および面積は以下のとおりです。なお、規制区域図は、大分市のホームページやおおいたマップでも公表しています。

※規制区域指定日：令和7年5月1日

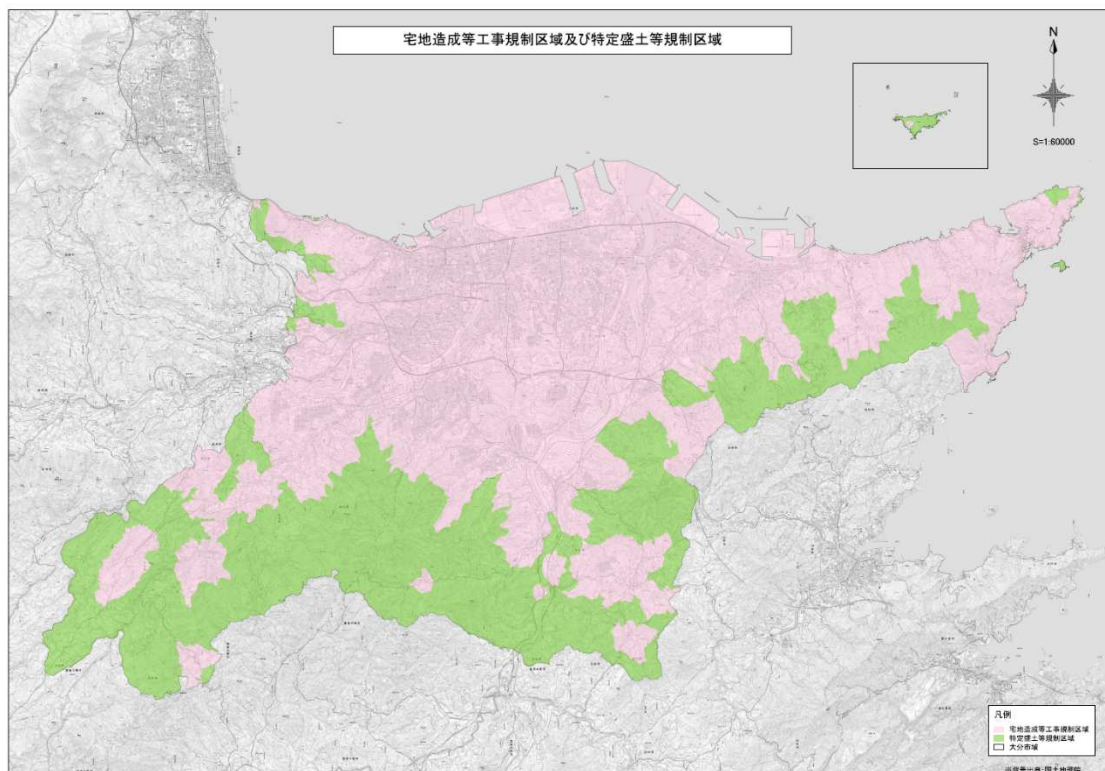


図 1-1 大分市宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域

表 1-2 大分市の各規制区域の面積

全域	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
502.4 km ²	321.1 km ² (63.9%)	181.3 km ² (36.1%)

1.3.2. 宅地造成等工事規制区域の指定(法第10条)

- 第十条** 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積(以下この章及び次章において「宅地造成等」という。)に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域(これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。)であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により宅地造成等工事規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該宅地造成等工事規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 市町村長は、宅地造成等に伴い市街地等区域において災害が生ずるおそれ大きい第一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。
- 6 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

【解説】

宅地造成等工事規制区域の指定の対象とする区域は、次のいずれかに該当する区域のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除く区域としています。

1) 都市計画区域

都市計画法第5条第1項および第2項の規定に基づき指定された区域で、大分市では旧佐賀関町および旧野津原町を除く全域を指定しています。

『基礎調査実施要領(規制区域指定編)(国土交通省・農林水産省・林野庁)』では、都市計画区域を宅地造成等工事規制区域の指定の対象としていますが、大分市では市街化区域のみを指定の対象としており、土地利用が規制される市街化調整区域を除外しています。市街化調整区域内については、「5)集落の区域」で該当する区域を宅地造成等工事規制区域として指定するようにしています。

2) 準都市計画区域

都市計画法第5条の2第1項の規定に基づき指定された区域。大分市では、佐賀関準都市計画区域および本神崎準都市計画区域の2つの区域を指定しています。

3) 地域開発計画等策定区域

地域の総合計画、開発計画等が策定されている区域であり、一定の開発行為の実施が見込まれると想定される区域です。

4) 現に開発行為が行われている区域または今後開発行為が行われると予想される区域(必要に応じ既に開発行為が行われた区域を含む)

都市計画法に基づく開発行為が行われている区域または事前協議を行っている区域。

5) 集落の区域

建築物のある土地が、50m以内の距離で50戸以上連たんする区域を集落としています。

6) その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域

(1)から(5)以外の温泉地、観光地、別荘等の市街地を区域としています。

7) 隣接・近接する土地の区域

盛土等の崩落により流出した土砂が、隣接・近接する市街地・集落等の保全対象に危害を及ぼしうる土地の区域。大分市では、地形の勾配 1/10 未満(平地)では盛土等から 50m、地形の勾配 1/10 以上(傾斜地)では盛土等から 250mの範囲を原則区域としています。

1.3.3. 特定盛土等規制区域の指定(法第26条)

第二十六条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者(第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。)の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により特定盛土等規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該特定盛土等規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

5 市町村長は、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害により当該市町村の区域の居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいため第一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。

6 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

【解説】

特定盛土等規制区域の指定の対象とする区域は、次のいずれかに該当する区域のうち、宅地造成等工事規制区域および盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除く区域としています。

1) 盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域

大分市では、保全対象の存する土地の区域に勾配2度以上で流入する溪流等の上流域を区域としています。

2) 盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域

市街地・集落等以外の人家等も含めた保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定

される区域。大分市では、地形の勾配 1/10 未満(平地)では盛土等から 50m、地形の勾配 1/10 以上(傾斜地)では盛土等から 250mの範囲を原則区域としています。

3) 土砂災害発生の危険性を有する区域

土砂災害警戒区域(土石流)の上流域、土砂災害警戒区域(地すべり、急傾斜地の崩壊)、山地災害危険地区等土砂災害に係る危険箇所が存在する区域です。

4) 過去に大災害が発生した区域

崖崩れ、地滑り、土石流等の自然災害や、盛土等に伴う災害が想定される区域です。

5) その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域

盛土等の崩落による河川のせき止め、湛水・氾濫や、土砂・洪水氾濫が発生し、人家等に危害を及ぼす場合等が想定される区域です。

1.4. 住民への周知(法第11条)

(住民への周知)

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置^{※1}を講じなければならない。

第二十九条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置^{※1}を講じなければならない。

※1:住民への周知の方法(省令第6条、第62条)

(住民への周知の方法)

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。))又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条及び次条第一項において「中核市」という。))の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。))の条例若しくは規則で定める場合にあっては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

第六十二条 法第二十九条の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、第六条各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する場合にあっては、同項第一号に掲げる方法により行うものとする。

【解説】

工事主は、盛土等に関する工事の許可の申請にあたって、あらかじめ、盛土等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知するため、次のいずれかの措置を講じなければなりません。

なお、溪流等において高さ 15m を超える盛土をする場合は、必ず説明会の開催により周知を行うこととされています。

- 1) 説明会の開催
- 2) 書面の配布
- 3) 工事施行場所等への掲示およびインターネット掲載

1.4.1.周知を行う範囲および具体的内容

【周知を行う範囲】

説明会の開催または書面配布等を行う場合の範囲については、『表 1-4 工事について住民への周知を行う範囲として想定される考え方』や盛土等に関する既存制度において定めている範囲等を参考に、盛土等の規模や地形等から判断される影響範囲を想定して決めること。

【周知する工事の具体的内容】

周知の方法によらず、周知する工事の内容については、『表 1-3 周知する工事の具体的内容』の内容を含めること。

表 1-3 周知する工事の具体的内容

区分	項目
宅地造成 または 特定盛土等	① 工事主の氏名または名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名または名称 ④ 工事の着手予定日および完了予定日 ⑤ 盛土または切土の高さ ⑥ 盛土または切土をする土地の面積 ⑦ 盛土または切土の土量 ⑧ その他市が必要と認める事項
土石の堆積	① 工事主の氏名または名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名または名称 ④ 工事の着手予定日および完了予定日 ⑤ 土石の堆積の最大堆積高さ ⑥ 土石の堆積を行う土地の面積 ⑦ 土石の堆積の最大堆積土量 ⑧ その他市が必要と認める事項

表 1-4 工事について住民への周知を行う範囲として想定される考え方

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲として想定される考え方の例
① 平地盛土 ② 切土 ③ 土石の堆積	・ 盛土等の境界(法尻)から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲(※参考図 L の範囲) ・ 盛土等を行う土地の隣接地 ・ 盛土等を行う土地の境界から水平距離数十m程度の範囲 ・ 盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲 【参考図】
① 腹付け盛土	・ 盛土法肩までの高さ h に対して盛土法肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲(※参考図 I の範囲) ・ 盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離 50m ～ 数百 m 程度の範囲 ・ 上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 【参考図】
① 省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ 15m を超える盛土 ② 溪流等における盛土(①を除く) ③ 谷埋め盛土(①および②を除く) ④ 腹付け盛土のうち参考図 I の範囲に溪流等の溪床が存在するもの(①および②を除く)	・ 下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲(※参考図) ・ 上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 参考図

1.5. 盛土等に関する工事の許可等(法第12条、第16条、第30条、第35条)

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 当該宅地造成等に関する工事(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項

の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積(大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。)に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事(土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事については、第二十七条第一項の規定による届出をすることを要しない。

(変更の許可等)

第三十五条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようと

するときは、この限りでない。

- 2 第三十条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条から第三十三条まで及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。
- 4 第一項又は第二項の場合における次条から第三十八条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第三十条第一項の許可の内容とみなす。
- 5 前条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

【解説】

宅地造成等工事規制区域内または特定盛土等規制区域内において行われる一定規模以上の盛土等に関する工事は、災害防止のための規制として工事着手前に許可を受ける必要があり、許可を受けた後は政令で定められた事項は公表されることとなります。申請内容は以下の事項に適合しなければなりません。

- 1) 工事の計画が技術基準に適合すること。
- 2) 工事主に工事を行うために必要な資力および信用があること。
- 3) 工事施行者に工事を完成するために必要な能力があること。
- 4) 土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用および収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

※1)の「技術基準」は、『第2編 盛土等の工事に関する技術基準』で詳細を説明しています。

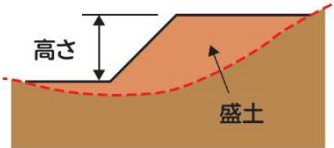
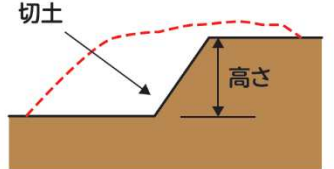
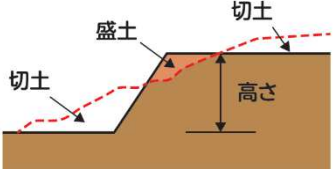
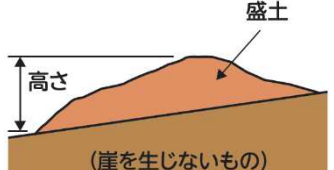
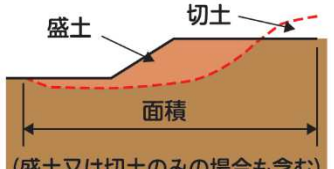
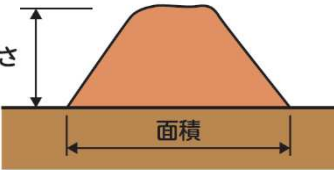
また、工事の計画を変更しようとするときは、変更の許可を受けなければなりません。ただし、工事主、着手予定年月日等の軽微な変更に該当する事項については、届出によることが可能です。

なお、災害のおそれがないと政令で認められる工事等については、許可は不要です。

1.5.1.許可を要する工事(令第3条、第4条、第28条)

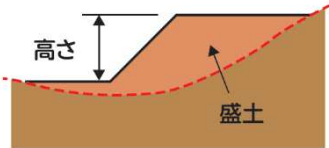
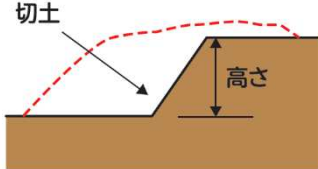
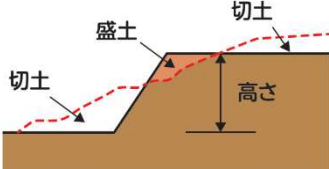
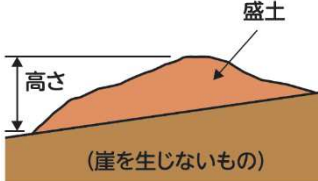
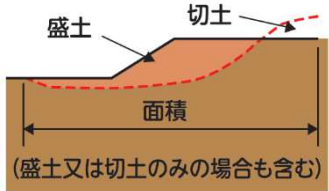
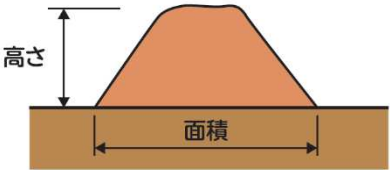
各規制区域内において行う盛土等に関する工事のうち、許可を要する工事は『表 1-5 許可を要する工事の規模(宅地造成等工事規制区域)』および『表 1-6 許可を要する工事の規模(特定盛土等規制区域)』のとおりです。

表 1-5 許可を要する工事の規模(宅地造成等工事規制区域)

宅地造成等工事規制区域	
◆宅地造成および特定盛土等(盛土・切土)	
①盛土で高さ1m超の崖	
②切土で高さ2m超の崖	
③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く)	
④盛土で高さが2m超 (①、③を除く)	
⑤盛土または切土の面積が500㎡超 (①～④を除く)	
◆土石の堆積※	
①堆積の高さ2m超かつ面積が300㎡超	
②堆積の面積が500㎡超(①を除く)	

※土石の堆積の許可期間は5年以内。

表 1-6 許可を要する工事の規模(特定盛土等規制区域)

特定盛土等規制区域	
◆特定盛土等(盛土・切土)	
①盛土で高さ 2m 超の崖	
②切土で高さ 5m 超の崖	
③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖 (①、②を除く)	
④盛土で高さが 5m 超 (①、③を除く)	
⑤盛土または切土の面積が 3,000 m ² 超 (①～④を除く)	
◆土石の堆積※	
①堆積の高さ 5m 超かつ面積が 1,500 m ² 超	
②堆積の面積が 3,000 m ² 超 (①を除く)	

※土石の堆積の許可期間は 5 年以内。

1.5.2. 許可を要しない工事(法第 2 条、令第 2 条、第 5 条、第 27 条、第 29 条、省令第 8 条)

各規制区域内において行う盛土等に関する工事のうち、許可を要しない工事は『表 1-7 許可を要しない工事』のとおりです。

表 1-7 許可を要しない工事

公共施設用地(法第 2 条第 1 項第 1 号、令第 2 条、省令第 1 条各項)	
1) 道路、公園、河川 2) 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道または無軌条電車の用に供する施設 3) 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境に関する法律第 2 条第 2 項に規定する防衛施設 4) 国または地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設	
災害の発生のおそれがないと認められる工事等(法第 12 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 30 条第 1 項)(令第 5 条、第 27 条、第 29 条第 1 項)(省令第 8 条)	
1) 鉱山保安法第 13 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事または同法第 36 条、第 37 条、第 39 条第 1 項若しくは第 48 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 2) 鉱業法第 63 条第 1 項の規定による届出をし、または同条第 2 項(同法第 87 条において準用する場合を含む。)若しくは同法第 63 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可を受けた者(同法第 63 条の 3 の規定により同法第 63 条の 2 第 1 項または第 2 項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出または認可に係る施業案の実施に係る工事 3) 採石法第 33 条若しくは第 33 条の 5 第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事または同法第 33 条の 13 若しくは第 33 条の 17 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 4) 砂利採取法第 16 条若しくは第 20 条第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事または同法第 23 条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 5) 土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業 6) 土地収用法第 26 条第 1 項の規定による告示(他の法律の規定による告示または公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。)に係る事業 7) 都市再開発法第 2 条第 1 号に規定する第一種市街地再開発事業 8) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 2 条第 4 号に規定する住宅街区整備事業 9) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 2 条第 5 号に規定する防災街区整備事業	

- 10) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第 2 条第 3 項に規定する地域福利増進事業のうち同法第 19 条第 1 項に規定する使用権設定土地において行うもの
- 11) 土地改良法第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業、同法第 15 条第 2 項に規定する事業または土地改良事業に準ずる事業に係る工事^{※1}
- 12) 火薬類取締法第 3 条若しくは第 10 条第 1 項の許可を受け、若しくは同条第 2 項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第 12 条第 1 項の許可を受け、若しくは同条第 2 項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事または同法第 27 条第 1 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 13) 家畜伝染病予防法第 21 条第 1 項若しくは第 4 項(同法第 46 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事または同法第 23 条第 1 項若しくは第 3 項(同法第 46 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項若しくは第 14 条第 6 項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事または同法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 6 第 1 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 15) 土壌汚染対策法第 16 条第 1 項の規定による届出をした者^{※2}が行う当該届出に係る工事または同法第 22 条第 1 項若しくは第 23 条第 1 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 16) 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成 23 年法律第 110 号)第 15 条若しくは第 19 条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第 17 条第 2 項(同法第 18 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第 30 条第 1 項若しくは第 38 条第 1 項の規定による除去土壌の保管若しくは処分または同法第 31 条第 1 項若しくは第 39 条第 1 項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 17) 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事^{※3}
- 18) 国若しくは地方公共団体または次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - a. 地方住宅供給公社
 - b. 土地開発公社
 - c. 日本下水道事業団
 - d. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - e. 独立行政法人水資源機構

	f. 独立行政法人都市再生機構 19) 宅地造成または特定盛土等(令第 3 条第 5 号の盛土または切土に限る。)に関する工事のうち、高さが 2m 以下であって、盛土または切土をする前後の地盤面の標高の差が 30cm(都道府県が規則で別に定める場合にあっては、その値)を超えない盛土または切土をするもの 20) 次に掲げる土石の堆積に関する工事 a. 令第 4 条第 1 号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m²を超えないもの b. 令第 4 条第 2 号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 30cm(都道府県が規則で別に定める場合にあっては、その値)を超えないもの c. <u>工事の施行に付随して行われる土石の堆積</u>^{※4}であって、当該<u>工事</u>に使用する土石^{※5}または当該工事で発生した土石を当該<u>工事の現場</u>^{※6}または<u>その付近</u>^{※7}に堆積するもの
	その他盛土規制法の対象外となる行為 1) 試験、検査等のための試料の堆積屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積 2) 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30 度以下のもの 3) 主として土石に該当しない商品または製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品または製品の原材料となる土石の堆積 4) <u>通常の営農行為</u>^{※7}(耕起、整地、畝立、けい畔補修等の前後で、土地の地盤面の標高差が省令第 8 条第 10 号ロを踏まえて都道府県知事等が定める値(30cm)を超えないもの)
	※1:「土地改良事業に準ずる事業」とは、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)の手続には基づかないものの、同法第2条第2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、国の補助事業のほか、都道府県、市町村、土地改良区等が単独で実施する事業の一部も該当します。 なお、「土地改良事業に準ずる事業」は、盛土等の施工に際して土地改良事業の実施に当たって用いられる「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計および施工が行われることが必要であり、また、該当する国、都道府県、市町村、土地改良区等が定める要綱・要領等にその旨を明記することが必要となります。 ※2:「土壤汚染対策法 16 条1項の規定による届出をした者」が行う当該届出に係る工事については、汚染土壤を要措置区域等から搬出する場合、搬出後に当該汚染土壤を汚染土壤処理施設に搬入するまでの間で一時的に積替え及び保管をする行為のみについて、同法施行規則 65 条の運搬に関する基準で汚染土壤の積替え及び保管の際の要件等を既に規定していることから、例外的に盛土規制法の許可不要となります。要措置区域等内において当該行為にあたらぬ盛土・切土等を行う場合は、許可が必要となります。 ※3:「森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事」とは、森林所有者等

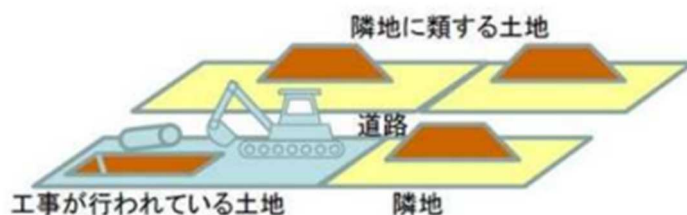
に遵守義務を課している市町村森林整備計画において、作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知、令和5年3月31日改正)や主伐時における伐採・搬出指針(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知、令和5年3月31日改正)に即して作設されることを前提とした森林作業道や土場等を指します。

※4:「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指します。

※5:「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。)については、工事の現場として取り扱います。



※6:「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。



※7:農地および採草牧地において行われる「通常の営農行為」については、作物やほ場の条件等によって異なるため、農地担当部局に対して事前に相談すること。

1.5.3. 許可の特例(法第15条、第34条)

国もしくは都道府県等が行う工事または都市計画法に規定する開発許可を受けた工事については、盛土規制法に規定する許可を受けたものとみなされます。(参照:『表 1-8 許可の特例』)

ただし、みなし許可の場合であっても『表 1-9 みなし許可の場合に適用される盛土規制法の規定(許可申請にかかる条項のみ)』に掲げる内容については、適用されることとなります。

表 1-8 許可の特例

工事	定義
国または都道府県等が行う工事	国または都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、都道府県知事との協議が成立することをもって法第 12 条第 1 項または法第 30 条第 1 項の許可があったものとみなす。
都市計画法の許可工事	都市計画法第 29 条第 1 項または第 2 項の許可を受けた工事については、法第 12 条第 1 項または法第 30 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。

表 1-9 みなし許可の場合に適用される盛土規制法の規定(許可申請にかかる条項のみ)

内容	条項(法)	盛土規制法	備考
住民への周知	第11条・第29条	—	
工事の許可 土地所有者等の同意、許可 の公表・通知 等	第12条・第30条	—	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	第13条・第31条	<u>適用</u>	都市計画法第33条第7号 により引用 ※開発許可によるみなし許可のみ適用
許可証の交付または不許可 の通知	第14条・第33条	—	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	第16条・第35条	—	都市計画法の規定に従う
完了検査等	第17条・第36条	—	都市計画法の規定に従う
中間検査	第18条・第37条	<u>適用</u>	
定期の報告	第19条・第38条	<u>適用</u>	
監督処分	第20条・第39条	<u>適用</u>	
標識の掲示	第49条	<u>適用</u>	

1.6. 中間検査(法第18条、第37条)

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成または特定盛土等(政令で定める規模のものに限る。)に関する工事が政令で定める工程(以下この条において「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第一項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程(当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。)として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

第三十七条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等(政令で定める規模のものに限る。)に関する工事が政令で定める工程(以下この条において「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第一項の検査について、特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程(当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。)として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第一項の検査において第三十一条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

【解説】

中間検査は、施工後に確認することのできない不可視部について実施する検査であり、中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ着手できません。

また、中間検査の結果により是正措置が必要と判断された場合は、是正後に改めて再検査を実施することになります。

1.6.1.中間検査の対象となる工事(令第23条、第32条)

各規制区域内において行う宅地造成または特定盛土等に関する工事のうち、中間検査の対象となる工事は、『表 1-10 中間検査の対象となる行為』のとおりです。

なお、中間検査はみなし許可についても適用されます。

表 1-10 中間検査の対象となる行為

宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域	
宅地造成または 特定盛土等	①盛土で高さ 2m超の崖 ②切土で高さ 5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ 5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積 3,000 m ² 超(①～④を除く)

1.6.2. 中間検査の項目

中間検査の対象となる特定工程は、『表 1-11 中間検査の対象となる工程』のとおりです。

表 1-11 中間検査の対象となる工程

盛土工事		
排水施設		
◆暗渠排水管		
<着眼点>		<検査時期>
- 配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか - 集水管接続部は適切に処理されているか - 集水管端部の土砂流入防止措置は適切か - 現況地盤からの湧水は適切に処理されているか - 溪流や既設水路等の通過水流は適切に処理されているか		配置完了時
切土工事		
排水施設		
◆暗渠排水管		
<着眼点>		<検査時期>
- 配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか - 集水管接続部は適切に処理されているか - 集水管端部の土砂流入防止措置は適切か - 湧水は適切に処理されているか - 溝堀は適切に施工されているか		配置完了時

※土石の堆積に関する工事については、中間検査は必要ないが、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置を行う場合は、措置完了時に検査（立会い検査を基本とするが、遠隔臨場や書類検査、写真検査等で行うことも考えられる）を行い、適切に施工されていることを確認することが必要。

1.7. 定期の報告(法第19条、第38条)

(定期の報告)

第十九条 第十二条第一項の許可(政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。)を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

第三十八条 第三十条第一項の許可(政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。)を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県は、前項の報告について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等若しくは土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

【解説】

許可を受けた工事の工事主は、一定規模以上の盛土等に関する工事の実施状況等について工事完了までの3ヶ月ごとに報告書を提出しなければなりません。また、報告の内容に対して措置が必要と判断された場合には、工事主は必要な措置を講じなければなりません。

なお、定期報告は、みなし許可についても適用されます。

1.7.1. 定期の報告の対象となる工事(令第23条、第25条)

盛土等に関する工事のうち定期報告の対象は、『表 1-12 定期報告の対象となる工事』のとおりです。

表 1-12 定期報告の対象となる工事

宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域	
宅地造成または 特定盛土等	①盛土で高さ 2m超の崖 ②切土で高さ 5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さが 5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積が 3,000 m ² 超(①～④を除く)
土石の堆積	①堆積の高さ 5m超かつ面積が 1,500 m ² 超 ②堆積の面積が 3,000 m ² 超(①を除く)

1.7.2. 定期の報告事項

定期報告の報告事項は、『表 1-13 定期の報告事項』のとおり。

表 1-13 定期の報告事項

◆宅地造成または特定盛土等

<工事内容>	<報告事項>	<提出時期>
盛土工事 切土工事	盛土または切土の高さ	3ヶ月毎
	盛土または切土の面積	
	盛土または切土の土量	
擁壁	工事の施工状況	3ヶ月毎
	<項目> 床掘、基礎工事、配筋、躯体 等 <内容> 寸法形状および位置 等	
排水施設	工事の施工状況	3ヶ月毎
	<項目> 床掘、基礎工事、配筋、躯体 等 <内容> 寸法形状および位置 等	
その他の施設 (崖面崩壊防止施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーなどの土留 等)	工事の施工状況	3ヶ月毎
	<項目> 床掘、基礎工事、配筋、躯体 等 <内容> 寸法形状および位置 等	

◆土石の堆積

<報告事項>	<提出時期>
土石の堆積の高さ	3ヶ月毎
土石の堆積の面積	
堆積されている土石の土量	
前回報告時から新たに堆積および除却された土石の土量	

1.8. 完了検査等(法第17条、第36条)

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事(堆積した全ての土石を除却するものに限る。)を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式的確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

第三十六条 特定盛土等に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第三十一条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第三十四条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事(堆積した全ての土石を除却するものに限る。)を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式的確認済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

【解説】

完了検査等は、盛土等に関する工事が許可の内容に適合しているかを判定するために行う検査です。検査の結果により是正措置が必要と判断された場合は、是正後に改めて検査をすることになります。

なお、宅地造成および特定盛土等に関する工事において、都市計画法第36条第1項の規定による届出または同条第2項の規定により交付された検査済証は、盛土規制法の規定による完了検査の申請または検査済証を交付されたものとみなします。

1.8.1.完了検査等の対象となる工事(令第3条、第4条、第28条)

完了検査等が必要な規模の工事は、『表 1-14 完了検査等の対象となる行為』のとおりです。

表 1-14 完了検査等の対象となる行為

宅地造成等工事規制区域	
	◆宅地造成および特定盛土等
	①盛土で高さ 1m 超の崖 ②切土で高さ 2m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 2m 超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さが 2m 超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積が 500 m ² 超(①～④を除く)
	◆土石の堆積
	①堆積の高さ 2m 超かつ面積が 300 m ² 超 ②堆積の面積が 500 m ² 超(①を除く)
特定盛土等規制区域	
	◆特定盛土等(宅地造成を含む)
	①盛土で高さ 2m 超の崖 ②切土で高さ 5m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さが 5m 超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積が 3,000 m ² 超(①～④を除く)
	◆土石の堆積
	①堆積の高さ 5m 超かつ面積が 1,500 m ² 超 ②堆積の面積が 3,000 m ² 超(①を除く)

1.8.2. 完了検査等の検査項目

完了検査等の検査項目は、『表 1-15 完了検査等の検査項目』のとおりです。

表 1-15 完了検査等の検査項目

盛土

項目	判断基準	検査方法	関連書類
高さ	計画高さ(申請書類)	計測確認(高さ)	平面図・断面図 (完成形)
勾配	計画勾配(原則 30 度以下)	計測確認(勾配)	
盛土材料	計画材料	目視確認(材料)	受入管理書類
盛土施工	計画締固め度 (90%以上を標準)	目視確認 (試験状況)	試験結果(締固め度)
	まき出し厚さ (おおむね 0.30m以下)	計測確認(厚さ)	締固め状況書類 (写真等)、(まき出し厚さ・転圧回数)
	転圧回数(試験施工による)	目視確認 (転圧状況)	
原地盤の処理	伐開・表層処理、段切り、地下水処理等の措置は適切か	目視確認 (基盤状況)	基盤状況書類 (写真等)

切土

項目	判断基準	検査方法	関連書類
高さ	計画高さ(申請書類)	計測確認(高さ)	平面図・断面図 (完成形)
勾配	計画勾配	計測確認(勾配)	
切土地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視確認 (地盤状況)	切土状況書類 (写真等)
切土面	のり面の安定に影響を及ぼす要因はないか	目視確認 (のり面状況)	

擁壁

項目	判断基準	検査方法	関連書類
擁壁形式	計画形式(申請書類)	目視確認 (擁壁形式)	擁壁状況書類(図面・写真・納品書等)
擁壁形状	計画形状(材料、寸法等)(申請書類)	計測確認 (擁壁形状)	擁壁状況書類 (図面・写真等)
基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視確認 (基盤状況)	基盤状況書類 (写真等)
配筋	計画の配筋間隔、鉄筋の種類、鉄筋径、かぶり厚さ等(申請書類)	目視確認 (配筋状況)	配筋状況書類 (写真等)
水抜き穴	計画の配置、材料、内径等(申請書類)	目視確認 (水抜き穴)	水抜き穴状況書類 (写真等)

崖面崩壊防止施設			
項目	判断基準	検査方法	関連書類
施設形式	計画形式(申請書類)	目視確認 (施設形式)	施設状況書類(図面・写真等)
施設形状	計画形状(申請書類)	計測確認 (施設形状)	
基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視確認 (基盤状況)	基盤状況書類(写真等)
施設構造	計画構造(材料、寸法等)(申請書類)	計測確認 (施設構造)	施設状況書類(写真等)
排水施設			
項目	判断基準	検査方法	関連書類
施設配置	計画配置(位置、延長、間隔、勾配等)(申請書類)	目視確認 (施設配置)	施設状況書類(図面・写真等)
施設構造	計画構造(材料、管径、厚さ、幅、勾配等)(申請書類)	計測確認 (施設構造)	施設状況書類(写真等)
崖面の保護			
項目	判断基準	検査方法	関連書類
保護工種別	計画種別(申請書類)	目視確認 (保護工種別)	保護工状況書類(図面・写真等)
施設形状	計画形状	計測確認 (施設形状)	
崖面以外の地表面の保護			
項目	判断基準	検査方法	関連書類
保護工種別	計画種別(申請書類)	目視確認 (保護工種別)	保護工状況書類(図面・写真等)
施設形状	計画形状	計測確認 (施設形状)	
防災措置			
項目	判断基準	検査方法	関連書類
防災措置の種別	計画種別(申請書類)	目視確認 (防災措置の種別)	防災措置状況書類(図面・写真等)
施設形状	計画形状	計測確認 (施設形状)	

※土石の堆積の撤去完了時の確認は立会いを基本(遠隔臨場や書類検査、写真検査等で行うことも考えられる)とし、堆積された全ての土石が適切に除却されていることを確認する。

1.9. 盛土等に関する工事の届出(法第21条、第27条、第28条、第40条)

(工事等の届出)

第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3 宅地造成等工事規制区域内の土地(公共施設用地を除く。以下この章において同じ。)において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者(第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。)は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者(第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。)は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工事の計画について当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(変更の届出等)

第二十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(工事等の届出)

第四十条 特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3 特定盛土等規制区域内の土地(公共施設用地を除く。以下この章において同じ。)において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者(第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。)は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者(第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。)は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【解説】

宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域の指定の際、既に盛土等に関する工事を行っている場合や、指定後に擁壁等に関する工事や公共施設用地を宅地もしくは農地等に転用を行う場合には、届出が必要となります。

また、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等または土石の堆積に関する工事のうち、許可は不要だが一定規模以上のものについては、届出が必要となります。

1.9.1. 工事等の届出の対象となる工事(令第3条、第4条、第23条、第25条)

規制区域の指定前から着手している工事について、『表 1-16 規制区域の指定前に既に着手している工事のうち届出対象となる規模』に該当する場合に届出が必要となります。

また、指定日以後については、『表 1-17 擁壁等の工事、公共施設用地の転用のうち届出対象となる規模』または『表 1-18 特定盛土等または土石の堆積に関する工事のうち届出対象となる規模』に該当する工事を行う場合には届出が必要となります。

表 1-16 規制区域の指定前に既に着手している工事のうち届出対象となる規模
(法第21条第1項、40条第1項)

宅地造成等工事規制区域	
◆宅地造成または特定盛土等	<届出期間>
①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さが2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積が500㎡超(①～④を除く)	指定日から21日以内
◆土石の堆積	
①堆積の高さ2m超かつ面積が300㎡超 ②堆積の面積が500㎡超(①を除く)	
特定盛土等規制区域	
◆特定盛土等(宅地造成を含む)	<届出期間>
①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さが2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積が500㎡超(①～④を除く)	指定日から21日以内
◆土石の堆積	
①堆積の高さ2m超かつ面積が300㎡超 ②堆積の面積が500㎡超(①を除く)	

表 1-17 擁壁等の工事、公共施設用地の転用のうち届出対象となる規模
(法第 21 条第 3 項、第 4 項、法第 40 条第 3 項、第 4 項)

宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域		
<届出の種類>	<規模>	<届出期間>
擁壁等に関する工事※	以下の全部または一部を除却する工事 ① 高さ 2m 超の擁壁または崖面崩壊防止施設 ② 地表水等を排除するための排水施設または地滑り抑止ぐい等	工事着手日の 14 日前まで
公共施設用地の転用※	要件なし	転用した日から 14 日以内

※法第 12 条第 1 項または第 30 条第 1 項の許可、法第 16 条第 1 項または第 35 条第 1 項の変更許可、第 16 条第 2 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項または第 35 条第 2 項の届出をしたものは除く。

表 1-18 特定盛土等または土石の堆積に関する工事のうち届出対象となる規模
(法第 27 条、第 28 条)

特定盛土等規制区域	
◆特定盛土等(宅地造成を含む)	<届出期間>
① 盛土で高さ 1m 超の崖 ② 切土で高さ 2m 超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ 2m 超の崖(①、②を除く) ④ 盛土で高さが 2m 超(①、③を除く) ⑤ 盛土または切土の面積が 500 m ² 超(①～④を除く)	工事着手日の 30 日前まで
◆土石の堆積	
① 堆積の高さ 2m 超かつ面積が 300 m ² 超 ② 堆積の面積が 500 m ² 超(①を除く)	

1.10. 監督処分・改善命令(法第20条、第23条、第39条、第42条)

(監督処分)

第二十条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者(第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。)に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置(以下この条において「災害防止措置」という。)をとることを命ずることができる。

一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで施行する工事

二 第十二条第三項(第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反する工事

三 第十三条第一項の規定に適合していない工事

四 第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事

3 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主(第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。)に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで宅地造成等に関する工事が施行された土地

二 第十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第十三条第一項の規定に適合していないと認められた土地

三 第十七条第四項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地

四 第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地

4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措

置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

- 一 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
 - 二 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないとき。
 - 三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。
- 7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

(改善命令)

第二十三条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(次項において「土地所有者等」という。)に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。
- 3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

(監督処分)

第三十九条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可

を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他特定盛土等若しくは土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。

- 一 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けないで施行する工事

- 二 第三十条第三項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事

- 三 第三十一条第一項の規定に適合していない工事

- 四 第三十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事

- 3 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

- 一 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けないで特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行された土地

- 二 第三十六条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第三十一条第一項の規定に適合していないと認められた土地

- 三 第三十六条第四項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地

- 四 第三十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで特定盛土等に関する工事が施行された土地

- 4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

- 5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

- 一 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても

十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく、当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確認することができないとき。

三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。

7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

(改善命令)

第四十二条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地で、特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該特定盛土等規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(次項において「土地所有者等」という。)に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の特定盛土等又は土石の堆積に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第三十九条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

【解説】

定期報告、中間検査および完了検査等でこれらに違反した場合、無許可で盛土等を造成した場合、または技術的基準違反等の許可制度に違反した場合には、工事施行停止命令、技術的基準へ適合させるための災害防止措置命令等の監督処分の対象となります。

また、届出等の許可対象外の盛土等に関する工事等についても、造成時期に関わらず災害の発生のおそれがある場合には、改善命令の対象となります。

1.10.1. 行政対応と対象者

本法では、不法・危険盛土等に対応するため、現状把握や緊急対応等に関する行政の対応について規定されています。これらの規定の概要および処分・指導の対象者は、『表 1-19 市の権限および行政処分等の対象者』のとおりです。

また、盛土等の造成時期等により適用される行政処分(監督処分・改善命令)が異なってきます。各処分に適用される条項等については、『表 1-20 監督処分・改善命令の違い』のとおりです。

表 1-19 市の権限および行政処分等の対象者

現状把握		
◆立入検査 法第24条(法第43条)		
	<概要>	<対象者>
	行政処分等を行うために必要がある場合に、盛土等が行われている土地へ立ち入り、当該土地や当該土地において行われている工事の状況を検査すること	—
◆報告徴取 法第25条(法第44条)		
	<概要>	<対象者>
	土地またはその土地で行われている盛土等の工事の状況について報告を求めること	土地所有者・管理者・占有者
緊急対応		
◆監督処分 法第20条第4項(法第39条第4項)		
	<概要>	<対象者>
	条文に定められている要件を満たす場合に、弁明の機会の付与手続を省略し、行われている工事の停止命令を行うこと(緊急工事施行停止命令)	工事主／工事請負人(下請け含む)／現場監理者／工事従事者
◆行政代執行 法第20条第5項第3号(法第39条第5項第3号)		
	<概要>	<対象者>
	緊急時に災害防止措置命令を省略して、行政庁が自ら災害防止措置を講ずること(特別緊急代執行)	—
行政処分等		
◆監督処分 法第20条第1～3項(法第39条第1～3項)		
	<概要>	<対象者>
	工事の許可の取消し	偽りその他不正な手段により許可を受けた者／条件に違反した者(工事主)
	工事施行停止命令や、災害防止措置命令を対象者に発すること	工事主／工事請負人(下請け含む)／現場監理者
	工事が行われた土地の使用禁止・制限、災害防止措置命令を対象者に発すること	土地所有者・管理者・占有者／工事主
◆改善命令等 法第23条第1、2項(法第42条第1、2項)/法第22条第2項(法第41条第2項)		
	<概要>	<対象者>
	改善命令を対象者に発すること	土地または擁壁等の所有者・管理者・占有者
	改善命令を対象者に発すること	その行為をした者(土地所有者等以外のもの、宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって災害の発生のおそれが生じたことが明らかである行為をした者)
	災害の防止のため必要があると認めるときの、災害防止のため必要な措置の勧告	土地の所有者・管理者・占有者／工事主／工事施行者
行政処分に従わない場合等		
◆行政代執行 法第20条第5項第1、2号(法第39条第5項第1、2号)		
	<概要>	<対象者>
	緩和代執行として、行政庁が自らの判断で災害防止措置を講ずること	—
	災害防止措置を命ずるべき者を確知できない場合の略式代執行	—
◆告発 罰条(法第55条～第61条)		
	<概要>	<対象者>
	警察に告発し、違反者の処罰を求めること	違反者

表 1-20 監督処分・改善命令の違い

対象となる盛土等	
<監督処分>	<改善命令>
不法盛土等を対象 許可の対象で、許可制度上の違反がある盛土等 例) 無許可工事、技術的基準違反の盛土等	危険盛土等を対象 許可制度の対象外であるが、危険性のある盛土等 <例> 区域指定前に工事着手した盛土等、工事着手時期が不明な盛土等、届出対象の盛土等、適用除外対象行為に該当する盛土等
該当条項	
<監督処分>	<改善命令>
法第20条(法第39条)	法第23条(法第42条)
前提事項	
<監督処分>	<改善命令>
法第12条 (宅地造成等に関する工事の許可) 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事について、工事主は、当該工事に着手する前に、都道府県知事等の許可を受けなければならないことを規定。	法第22条 (土地の保全等) 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者または占有者は、宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含め、宅地造成等に伴う災害が生じないように、その他土地の常時安全な状態に維持するよう努力義務を規定。
考え方	
<監督処分>	<改善命令>
➤ 許可制度の適切な運用を図り、盛土等の安全性を確保するため、区域指定後の許可対象規模の宅地造成等に対して、違反があった場合には、権限のある者に対して、その権限に応じて許可の取消し、工事施行停止命令、土地の使用禁止・制限や違反を是正させるための災害防止措置を命令。	➤ 造成時期に関わらず土地所有者等に対して土地の保全等の努力義務が課せられていることから、災害の発生のおそれがある場合には、土地所有者等の故意過失を問わず、公共の福祉の理念から、私権を不当に侵害しない範囲において、災害発生のおそれを除去するために必要な最小限度の予防工事を命令。 ➤ また、他に原因行為者がいるときには、公平の理念の観点から、その者に対しても命令が可能。
命令違反に対する罰則	
<監督処分>	<改善命令>
法第55条 最大3年・1,000万円(法人重科最大3億円)	法第56条 最大1年・300万円(法人重科最大1億円)

1.11. 報告の徴取(法第25条、第44条)

(報告の徴取)

第二十五条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

第四十四条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

【解説】

市長は、宅地造成等工事規制区域内または特定盛土等規制区域内の土地またはその土地で行われている盛土等の工事の状況について、違法性および危険性を判断するために報告を求めることができます。また、報告の徴取において、報告を行わない場合や虚偽の報告をしたときは、6ヶ月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金が適用される場合があります。

1.12. 罰則(法第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第61条)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は千万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
- 二 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
- 三 偽りその他不正な手段により、第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けたとき。
- 四 第二十条第二項から第四項まで又は第三十九条第二項から第四項までの規定による命令に違反したとき。

2 第十三条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者(設計図書を用いないで当該工事を施行し、又は設計図書に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者(当該工事施行者が法人である場合にあっては、その代表者)又はその代理人、使用人その他の従業者(次項において「工事施行者等」という。))は、三年以下の拘禁刑又は千万円以下の罰金に処する。

3 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が工事主(当該工事主が法人である場合にあっては、その代表者)又はその代理人、使用人その他の従業者(以下この項において「工事主等」という。)の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科する。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第三十六条第一項若しくは第四項又は第三十七条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。
- 二 第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二項、第二十七条第四項(第二十八条第三項において準用する場合を含む。)、第四十二条第一項若しくは第二項又は第四十七条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第二十四条第一項(第四十八条において準用する場合を含む。)又は第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十七条 第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げたとき。

- 二 第六条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除したとき、又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行つたとき。
 - 三 第二十一条第一項若しくは第四項又は第四十条第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 四 第二十一条第三項又は第四十条第三項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 五 第二十五条(第四十八条において準用する場合を含む。)又は第四十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 第五十九条** 第四十九条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 第六十条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
- 一 第五十五条 三億円以下の罰金刑
 - 二 第五十六条第三号 一億円以下の罰金刑
 - 三 第五十六条第一号、第二号若しくは第四号又は前三条 各本条の罰金刑
- 第六十一条** 第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。

【解説】

無許可行為、技術的基準違反、命令違反等に対する拘禁刑および罰金刑は、条例による罰則の上限より高い水準(最大で拘禁刑 3 年以下または罰金 1,000 万円以下)となっています。また、法人に対する抑止力として十分機能するように法人重科も措置(罰金 3 億円以下)されています。

- 1.12.1. 違反行為および罰則規定(法第 55 条、第 56 条、第 57 条、第 58 条、第 59 条、第 61 条)
- 本法に規定する違反行為および罰則は、『表 1-21 違反行為および罰則規定』のとおりです。

表 1-21 違反行為および罰則規定

無許可工事 法第 55 条第 1 項第 1 号および第 2 号			
対 象	許可を受けずに盛土等に関する工事をした者		
法 定 刑	拘禁刑	3年以下	罰 金 1000万円以下
法人重科	罰 金	3 億円以下(法第 60 条第 1 号)	
虚偽申請 法第 55 条第 1 項第 3 号			
対 象	偽りその他不正な手段により許可を受けた者		
法 定 刑	拘禁刑	3年以下	罰 金 1000万円以下
法人重科	罰 金	3 億円以下(法第 60 条第 1 号)	
立入検査拒否等 法第 56 条第 4 号			
対 象	立入検査を拒み、妨げ、または忌避した者		
法 定 刑	拘禁刑	1年以下	罰 金 300万円以下
法人重科	罰 金	300 万円以下(法第 60 条第 3 号)	
報告徴取拒否等 法第 58 条第 5 号			
対 象	報告徴取で報告をせず、または虚偽の報告をした者		
法 定 刑	拘禁刑	6月以下	罰 金 30万円以下
法人重科	罰 金	30 万円以下(法第 60 条第 3 号)	
命令違反(監督処分) 法第 55 条第 1 項第 4 号			
対 象	監督処分(法第 20 条第 2 項から第 4 項〔法第 39 条第 2 項から第 4 項〕)に違反した者		
法 定 刑	拘禁刑	3年以下	罰 金 1000万円以下
法人重科	罰 金	3 億円以下(法第 60 条第 1 号)	
命令違反(改善命令) 法第 56 条第 3 号			
対 象	改善命令に違反した者、法第27条第1項の規定による届出に対する勧告に違反した者		
法 定 刑	拘禁刑	1年以下	罰 金 300万円以下
法人重科	罰 金	1億円以下(法第 60 条第2号)	
技術的基準違反 法第 55 条第 2 項および第 3 項			
対 象	技術的基準(法第13条第1項(法第31条第1項))に違反して工事の設計をした者 (設計図書を用いないまたは設計図書に従わないで工事を施行した場合は工事施行者) ※上記の違反行為が工事主等(工事主、またはその代理人、その他の従業員)の故意によるときは、その者を含む		
法 定 刑	拘禁刑	3年以下	罰 金 1000万円以下
法人重科	罰 金	3 億円以下(法第 60 条第1号)	
中間検査・完了検査違反 法第 56 条第 1 号			
対 象	完了検査(土石の堆積の場合、完了確認)、中間検査を申請せず、または虚偽の申請をした者		
法 定 刑	拘禁刑	1年以下	罰 金 300万円以下
法人重科	罰 金	300 万円以下(法第 60 条第 3 号)	

定期報告違反 法第 56 条第 2 号			
対 象	定期報告をせず、または虚偽の報告をした者		
法 定 刑	拘禁刑	1年以下	罰金 300万円以下
法 人 重 科	罰 金	300 万円以下(法第 60 条第 3 号)	
特定盛土等規制区域における工事の届出違反 法第 57 条			
対 象	工事の届出をしないで工事を行い、または虚偽の届出をした者		
法 定 刑	拘禁刑	1年以下	罰金 100万円以下
法 人 重 科	罰 金	100万円以下(法第 60 条第 3 号)	
基礎調査のための土地の立入拒否等 法第 58 条第 1 号			
対 象	基礎調査における土地の立入りを拒み、または妨げた者		
法 定 刑	拘禁刑	6月以下	罰金 30万円以下
法 人 重 科	罰 金	30 万円以下(法第 60 条第 3 号)	
区域指定時の工事の届出違反 法第 58 条第 3 号			
対 象	法第 21 条第1項[法第 40 条第1項]の規定に違反し、区域指定時に行っている工事について届出しなかった、または虚偽の届出をした者		
法 定 刑	拘禁刑	6月以下	罰金 30万円以下
法 人 重 科	罰 金	30 万円以下(法第 60 条第 3 号)	
擁壁等に関する工事の届出違反 法第 58 条第 4 号			
対 象	法第 21 条第 3 項[法第 40 条第 3 項]の規定に違反し、擁壁等に関する工事について届出をしなかった、または虚偽の届出をした者		
法 定 刑	拘禁刑	6月以下	罰金 30万円以下
法 人 重 科	罰 金	30 万円以下(法第 60 条第 3 号)	
公共施設用地の転用の届出違反 法第 58 条第 3 号			
対 象	法第 21 条第 4 項[法第 40 条第 4 項]の規定に違反し、公共施設用地の転用について届出をしなかった、または虚偽の届出をした者		
法 定 刑	拘禁刑	6月以下	罰金 30万円以下
法 人 重 科	罰 金	30 万円以下(法第 60 条第 3 号)	
標識掲示義務違反 法第 59 条			
対 象	許可を受けている旨の標識を掲示しなかった者		
法 定 刑	拘禁刑	—	罰金 50万円以下
法 人 重 科	罰 金	50 万円以下(法第 60 条第 3 号)	
軽微な変更の届出違反 法第 61 条			
対 象	軽微な変更の届出をせず、または虚偽の届出をした者		
法 定 刑	拘禁刑	—	罰金 30 万円以下 ※過料として
法 人 重 科	罰 金	—	